

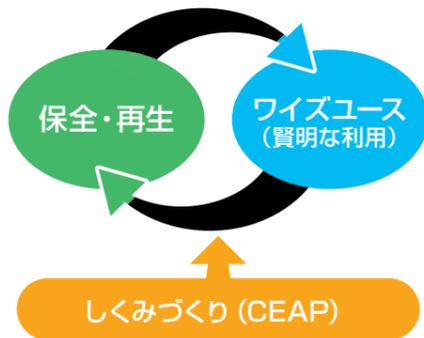
# ラムサール条約とは

ラムサール条約とは、湿地の保全と、  
 ワイズユース（賢明な利用）を進める条約です。



## ラムサール条約の特徴は？

湿地は、さまざまな生き物の生息・生育地として重要なばかりでなく、私たちの暮らしを支えている貴重な資源です。このため、ラムサール条約（正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）では、湿地を守っていただくだけでなく、ワイズユース（Wise use = 賢明な利用）を進めていくことを奨励しています。また、その手段として、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発（CEPA: Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness）を重視しています。



## 湿地とはどんなところですか？

ラムサール条約では、「湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的のものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（かんすい= 塩水）」であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む。」（条約第1条1項）と、定義されています。湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、水田、湧水地、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などの様々なタイプの湿地が含まれます。

## ラムサール条約湿地とは何ですか？

ラムサール条約の締約国は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に沿って、条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載します。これが「ラムサール条約湿地（Ramsar site）」です。

2017年2月現在、世界には2,260の条約湿地があり総面積は約2億1,500万ヘクタールにのぼります。日本の条約湿地は、2017年2月現在、50カ所、14万8,002ヘクタールです。

## 日本はいつ加入したのですか？

日本は1980年にラムサール条約に加入し、釧路湿原が最初の条約湿地として登録されました。2017年2月現在、世界169カ国が加入しています。アジア地域でも、多くの国が加入しています。



# ワイズユースとしくみづくり

湿地の恵みを賢く使うこと（ワイズユース）によって、私たちの暮らしは豊かになり、将来の世代にもこの豊かさを引き継ぐことができます。

## 健全な湿地からの恵み～ワイズユースの前提～

生態系のさまざまな機能の中で、特に人間が恩恵を受けている機能を「生態系サービス」と呼びます。湿地が有する生態系サービスには、例えば、生活に欠かすことのできない水の供給が挙げられます。私たちの暮らしは、多くの生態系サービスによって成り立っています。

### 湿地の恵み（生態系サービス）

- ① 供給サービス 食料、水、燃料等の供給
- ② 調整サービス 気候緩和、洪水制御、水質浄化等
- ③ 生息・生育地サービス 生物の生息環境の提供等
- ④ 文化的サービス 精神的充足、美的価値、レクリエーションの機会等の提供



## ワイズユース（賢明な利用）、保全・再生



ワイズユースとは、健全な湿地から得られる恵みを、生態系に配慮して持続可能な形で利用することです。漁業や農業などの産業での利用はもちろんのこと、憩いや遊びなどの場としての文化的な利用も当てはまります。

ワイズユースは豊かな湿地の恵みに支えられているため、湿地を健全な状態に維持し、回復させる保全や再生の取り組みも重要となります。



## しくみづくり



さまざまな主体が参加し、連携するしくみをつくることは、湿地のワイズユースを進める鍵となります。例えば、関係者で明確な目標や具体的な手段を定めた計画を作成することや、新しい人材を育てる養成プログラムを設けること、人手が必要な活動についてボランティアを募ることを定例化することなどが考えられます。

また、湿地間でネットワークを形成して、共通する課題についてお互いの経験から学び合うことによって、視野が広がり、取り組みが展開していくことが期待されます。

